

「ねんきん定期便」を毎年お届けします

年金加入期間や加入実績に応じた年金額など、年金に関する情報を定期的にご確認いただき、年金制度に対するご理解を深めていただくため、社会保険庁では今年4月から「ねんきん定期便」を送付しています。(平成22年1月からは日本年金機構が送付)

■送付対象・周期

国民年金、厚生年金の被保険者に対して、毎年誕生月に送付します。

※1日生まれの方は誕生日の前月に送付。4月1日生まれの方は、平成22年3月が初回の送付となります。

■お知らせする内容

○平成21年度  
すべての被保険者の方に共済組合員記録に係る情報を除いた、これまでの国民年金、厚生年金の加入記録をお知らせします。

- ①年金加入期間(加入月数、納付済月数など)
- ②年金見込額(50歳未満の方には加入実績に応じた年金見込額。50歳以上の方には「ねんきん定期便」作成時

点の加入制度に引き続き加入した場合の将来の年金見込額)

※既に年金受給中(金額停止中も含む)の方には年金見込額はお知らせしません。

③保険料の納付額(被保険者負担分累計)

④年金加入履歴(加入制度、事業所名称、被保険者資格取得・喪失年月日など)

⑤厚生年金のすべての期間の月毎の標準報酬月額・賞与額、保険料納付額

⑥国民年金のすべての期間の月毎の保険料納付状況(納付、未納、免除などの別)

○平成22年度以降  
前記①～③を更新した内容と、前記⑤⑥の直近1年分の内容をお知らせします。

節目年齢時(35歳、45歳、58歳)の方に対しては、前記①～⑥を更新した内容をお知らせします。

■問合せ

- ねんきん定期便専用ダイヤル TEL 0570-058155
- IP電話・PHS用のねんきん定期便専用ダイヤル TEL 03-6700-1144
- 新居浜社会保険事務所 TEL 0897-3511300

介護保険施設利用時の食費と居住費を減額します

平成21年度の市民税が非課税となっている世帯の方は、申請をして「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けると、介護保険施設を利用した際の食費と居住費が一部減額されます。

現在、入所中で該当する方は申請してください。

すでに認定証を持っている方も6月30日(火)が有効期限となりますので、引き続き利用される方は、7月31日(金)までに申請をしてください。

■対象となる介護保険施設  
○介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

○介護老人保健施設  
○介護療養型医療施設

■申請に必要なもの

- 介護保険被保険者証
- 介護保険負担限度額認定証 ※認定証は持っている方。

■申請先

- 市庁舎別館 高齢介護課 介護認定給付係 TEL 0897-5211423
- 各総合支所 市民福祉課 福祉係(東予)
- 市民福祉係(丹原・小松)

重度心身障害者・母子家庭医療費受給者証の更新

現在、使用している重度心身障害者と母子家庭の医療費受給者証は、6月30日(火)で有効期限が満了します。

7月1日(水)からは、新しい受給者証が必要となりますので、必ず更新手続きをしてください。手続きの必要な方は案内通知を送付します。

受給資格があるにもかかわらず申請をしていない方は、担当課で申請手続きを行ってください。なお、平成20年中

の所得税が非課税のため新たに該当する方の申請受付は、6月末からとなります。

■更新手続きが不要な方

- ①身体障害者手帳1・2級
- ②療育手帳A
- ③身体障害者手帳3・6級と療育手帳Bの両方のうち、①～③いずれかを所持する方。

■更新・申請場所

- 市庁舎本館 国保医療課 医療係 TEL 0897-5211212
- 各総合支所 市民福祉課 市民保険係(東予)
- 市民福祉係(丹原・小松)

■重度心身障害者・母子家庭医療費受給者証の資格等

種別	受給資格		更新・申請時に必要なもの
	対象	所得税要件	
重度心身障害者	身体障害者手帳1・2級 療育手帳A	なし	身体障害者手帳 療育手帳 保険証、印鑑 ※1、※3
	身体障害者手帳3～6級と 療育手帳B		
	身体障害者手帳3級 療育手帳B	非課税世帯	身体障害者手帳 療育手帳 保険証、印鑑 受給者証(更新者) ※1、※2
母子家庭	母と同じ保険に加入している20歳までの児童(学生の方はこの限りではありません)	生計維持者(母)が非課税	保険証、印鑑 受給者証(更新者) ※1、※2
	祖母と孫、姉と弟妹、父母のいない児童など、準母子家庭の方 配偶者が障害などで母子家庭と同様の事情にある方		

※1 重度心身障害者で西条市内に住民登録をしていない児童、母子家庭で18歳以上の学生(高校生を除く)は、証明日付が平成21年4月以降の在学証明書が必要です。  
 ※2 平成21年1月2日以降に転入した方は、所得税が非課税と分かる書類(課税証明書、源泉徴収票など)が必要です。市外に住所がある重度心身障害者で、西条市の国民健康保険証を持っている方も、所得税が非課税と分かる書類が必要です。  
 ※3 年度ごとの更新手続きを行う必要はありません。